

令和 3 年第 2 回 さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市税条例の一部改正について	P 3
2	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正について	P 3
3	さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	P 4
4	副市長の選任同意について	P 4
5	令和2年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 4
6	令和2年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P 5
7	令和2年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 5
8	令和2年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 5
9	令和2年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 6
10	議案説明資料 参照法令等	P 7
11	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 9
12	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 13
13	さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 15

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件、選任同意 1 件及び報告 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税におけるわがまち特例の特例項目を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、新型コロナウイルスの影響に伴い、国民健康保険税及び介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、桜ヶ丘地区地区計画における建築物等の制限について診療所等の建築物を建設できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、副市長の選任同意についてであります。

本案は、今後ますます必要とされるトップマネジメントの重要性等を総合的に勘案のうえ、本市にふさわしい執行体制として副市長を選任するに当たり、副市長には小竹^{こたけ} 欣男^{よしお}氏が最も適任であることから、地方自治法第 162 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、令和 2 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、障がい者施設等検査費用助成事業ほか 27 件の繰越明許費繰越計算書を

報告するものであります。

報告第 2 号は、令和 2 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、農業用施設災害復旧事業の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

報告第 3 号は、令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、上阿久津台地土地区画整理事業の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 4 号は、令和 2 年度さくら市水道事業会計予算繰越計

算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度押上浄水場取水流量計更新工事の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 5 号は、令和 2 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、さくら市公共下水道整備方針検討業務委託ほか 1 件の繰越計算書を報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

2 略

〔副知事及び副市町村長の選任〕

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（予算の繰越）

第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に

支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

- 3 略

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

- 2 略

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

改 正 案	現 行
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連す</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____</p> <p>_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連す</p>

改 正 案	現 行
<p>るものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、<u>出資に関する業務</u></p>	<p>るものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。 _____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（ _____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（ _____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。 _____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（ _____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの_____</p>

改 正 案	現 案 行
<p>に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族 (年齢 16 歳未満の者に限る。) を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 (年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。) の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下で</p>	<p>及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族 (控除対象扶養親族を除く。) を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下で</p>

改 正 案	現 行
<p>ある者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第 6 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2~23 略</p> <p><u>24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u></p> <p>25 略</p> <p>26 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画 (中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号) 第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。) に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 64 条に規定する特例対象資産 にあつては、零) とする。</p>	<p>ある者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第 6 条 平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2~23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画 _____ に定める業種に属する事業の用に供する同条 _____ に規定する家屋及び構築物にあつては、零) とする。</p>

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）（第1条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～21 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>22 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）の減免については、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>23 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～21 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>22 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）の減免については、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>23 略</p>

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）（第2条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例）</p> <p>19 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）の減免については、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>20 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例）</p> <p>19 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）の減免については、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>20 略</p>

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年さくら市条例第147号) (1/4)

改 正 案		現 行	
<p>(公益上必要な建築物の制限)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により許可をする場合は、あらかじめさくら市都市計画審議会(さくら市都市計画審議会条例(平成17年さくら市条例第149号)第1条に規定する審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。</p>		<p>(公益上必要な建築物の制限)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により許可をする場合は、あらかじめさくら市都市計画審議会_____の意見を聴かなければならない。</p>	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
ア 地区整備計画区域	イ 建築してはならない建築物	ア 地区整備計画区域	イ 建築してはならない建築物
略	略	略	略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	略	桜ヶ丘地区地区整備計画区域	略
	B地区 次に掲げる建築物以外のもの (1)・(2) 略 (3) <u>法別表第2(イ)項第8号に掲げるもの</u> (4) 略 (5) <u>前各号に規定する建築物に附属するもの(令第130条の5の建築物を除く。)</u>		B地区 次に掲げる建築物以外のもの (1)・(2) 略 (3) 略 (4) <u>前3号に規定する建築物に附属するもの(令第130条の5の建築物を除く。)</u>
	C地区 次に掲げる建築物以外のもの (1) <u>法別表第2(イ)項第8号に掲げるもの</u> (2) 略 (3) <u>前2号に規定する建築物に附属するもの</u>		C地区 次に掲げる建築物以外のもの (1) 略 (2) <u>前号に規定する建築物に附属するもの</u>
	略		略
別表第3(第5条関係)		別表第3(第5条関係)	
ア 地区整備計画区域	イ 建築物の容積率の最高限度	ウ 適用の除外	
略	略	略	
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	A地区 6/10	次の各号のいずれかに該当する建築	

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年さくら市条例第147号) (2/4)

改 正 案			現 行		
域		物 <u>(1) 地域集会場</u> <u>(2) 前号</u> に規定する建築物に附属するもの	域		物 <u>(1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物</u> <u>(2) 地域集会場</u> <u>(3) 前2号</u> に規定する建築物に附属するもの
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	D地区 6/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 <u>(1) 公園を管理するために設置される事務所</u> <u>(2) 公衆便所、休憩所その他これらに類するもの</u> <u>(3) 略</u>		D地区 6/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 <u>(1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物</u> <u>(2) 地域集会場</u> <u>(3) 略</u>

別表第4(第6条関係)

ア 地区整備計画区域	イ 建築物の建蔽率の最高限度	ウ 適用の除外
略	略	略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	A地区 4/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 <u>(1) 地域集会場</u>

別表第4(第6条関係)

ア 地区整備計画区域	イ 建築物の建蔽率の最高限度	ウ 適用の除外
略	略	略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	A地区 4/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 <u>(1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物</u> <u>(2) 地域集会場</u>

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年さくら市条例第147号) (3/4)

改 正 案			現 行		
		(2) 前号に規定する建築物に附属するもの			(3) 前2号に規定する建築物に附属するもの
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	D地区 4/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 公園を管理するために設置される事務所 (2) 公衆便所、休憩所その他これらに類するもの (3) 略		D地区 4/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物 (2) 地域集会場 (3) 略

別表第5(第7条関係)

ア 地区整備計画区域	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 適用の除外
略	略	略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	250 m ²	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 地域集会場 (2) 公園を管理するために設置される事務所 (3) 公衆便所、休憩所その他

別表第5(第7条関係)

ア 地区整備計画区域	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 適用の除外
略	略	略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	250 m ²	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物 (2) 地域集会場

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年さくら市条例第147号) (4/4)

改 正 案			現 行		
		これらに類するもの <u>(4) 前3号に規定する建築物に附属するもの</u>			<u>(3) 前2号に規定する建築物に附属するもの</u>
別表第8(第10条関係)			別表第8(第10条関係)		
ア 地区整備計画区域	イ 垣又は柵の構造の制限	ウ 適用の除外	ア 地区整備計画区域	イ 垣又は柵の構造の制限	ウ 適用の除外
略	略	略	略	略	略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	生垣	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 略 (2) <u>公共公益施設(都市計画法第4条第14項に規定する公共施設及び住民の福祉又は利便のため必要な施設をいう。)の用に供する敷地に設けるもの</u>	桜ヶ丘地区地区整備計画区域	生垣	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 略 (2) <u>地域集會場の</u> 敷地に設けるもの